

令和7年12月

お客さま 各位

知多信用金庫

貸金庫規定の改定について

平素は知多信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、貸金庫業務の適正化を図るため、下記のとおり貸金庫規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、従前よりご契約いただいているお客さまについても適用対象となりますので、予めご了承ください。

当金庫は、今後もお客さまに安心・安全に貸金庫をご利用いただけますよう管理態勢強化やサービスの向上に引き続き努めてまいります。

規定改定に伴いお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 対象規定

- (1) 知多信用金庫貸金庫規定(手動式・半自動式貸金庫)
- (2) 知多信用金庫貸金庫規定(全自動式貸金庫)

2. 改定日

令和8年2月1日

3. 改定内容

(1) 主な改定内容

- ① 貸金庫に保管いただけないものに現金を追加
- ② 貸金庫の利用目的を書面等で申告いただくことを追加
- ③ 貸金庫契約の解約事由の追加

(2) 新旧対照表のとおり改定を行います

4. ご留意点

現在、貸金庫内に「現金」を格納されているお客さまにおかれましては、次回貸金庫のご利用時に「現金」のお取り出しをしていただくようお願いいたします。

また、貸金庫機器の故障の恐れがあるため、格納品の重量は10kgまでとし格納フタがスムーズに閉まるようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、貸金庫ご契約店舗へお問い合わせください。

以上

貸金庫規定（手動式・半自動式貸金庫） 新旧対照表 (R 8. 2)

改正後	改正前
<p>第1条（この規定の取引に係る契約の成立）</p> <p>第2条（格納品範囲）</p> <p><u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p><u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p><u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>第3条（利用目的の確認）</p> <p><u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>第4条（契約期間等）</p> <p>第5条（使用料）</p> <p>第6条（鍵の保管）</p> <p>第7条（貸金庫の開閉等）</p> <p>第8条（届出事項の変更等）</p> <p>第9条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）</p> <p>(2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する<u>貸金庫鍵再発行手数料</u>を支払っていただきます。当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じていただきます。</p> <p>第10条（印鑑照合等）</p>	<p>第1条（この規定の取引に係る契約の成立）</p> <p>第2条（格納品範囲）</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>第3条（契約期間等）</p> <p>第4条（使用料）</p> <p>第5条（鍵の保管）</p> <p>第6条（貸金庫の開閉等）</p> <p>第7条（届出事項の変更等）</p> <p>第8条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）</p> <p>(2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払っていただきます。当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じていただきます。</p> <p>第9条（印鑑照合等）</p>

改正後	改正前
<p>第11条（鍵の偽造、変造等）</p> <p>第12条（損害の負担等）</p> <p>第13条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第14条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p> <p>第14条（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合は、このほか第8条および第9条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①借主が使用料を支払わないとき ②借主について相続の開始があったとき ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借入名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはおそれがあると認められるとき ⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</p>	<p>第10条（鍵の偽造、変造等）</p> <p>第11条（損害の負担等）</p> <p>第12条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>第13条（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合は、このほか第7条および第8条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡していただきます。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①借主が使用料を支払わないとき ②借主について相続の開始があったとき ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

貸金庫規定（手動式・半自動式貸金庫） 新旧対照表 (R 8. 2)

改正後	改正前
<p>(4) <u>前2項または前3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し<u>日</u>の属する月までの使用料の2倍相当額を月割計算により支払って<u>ください</u>。この場合、<u>第5条</u>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日<u>に第5条</u>第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p><u>第15条</u>（貸金庫の修繕、移転等）</p> <p><u>第16条</u>（緊急措置）</p> <p><u>第17条</u>（譲渡、転貸等の禁止）</p> <p><u>第18条</u>（規定の変更等）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(4) 前三項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの属する月までの使用料の2倍相当額を月割計算により支払っていただきます。この場合、<u>第4条</u>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払っていただきます。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日<u>に第4条</u>第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>第14条（貸金庫の修繕、移転等）</p> <p>第15条（緊急措置）</p> <p>第16条（譲渡、転貸等の禁止）</p> <p>第17条（規定の変更等）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

貸金庫規定（全自動式貸金庫） 新旧対照表 （R 8. 2）

改正後	改正前
<p>第1条（この規定の取引に係る契約の成立）</p> <p>第2条（格納品範囲）</p> <p><u>（3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p><u>第3条（利用目的の確認）</u> <u>（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>（2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>第4条（契約期間等）</p> <p>第5条（使用料）</p> <p>第6条（鍵、貸金庫カードの保管）</p> <p>第7条（貸金庫の開閉等）</p> <p>第8条（届出事項の変更等）</p> <p>第9条（鍵、貸金庫カードの喪失時等の取扱い）</p> <p>（2）正鍵もしくは貸金庫カードを失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する<u>貸金庫鍵再発行手数料</u>を支払っていただきます。当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じていただきます。</p> <p>第10条（印鑑照合等）</p>	<p>第1条（この規定の取引に係る契約の成立）</p> <p>第2条（格納品範囲）</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>第3条（契約期間等）</p> <p>第4条（使用料）</p> <p>第5条（鍵、貸金庫カードの保管）</p> <p>第6条（貸金庫の開閉等）</p> <p>第7条（届出事項の変更等）</p> <p>第8条（鍵、貸金庫カードの喪失時等の取扱い）</p> <p>（2）正鍵もしくは貸金庫カードを失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払っていただきます。当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じていただきます。</p> <p>第9条（印鑑照合等）</p>

改正後	改正前
<p>第11条（鍵、貸金庫カードの偽造、変造等）</p> <p>第12条（損害の負担等）</p> <p>第13条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第14条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込みをおことわりするものとします。</p> <p>第14条（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、貸金庫カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、貸金庫カードまたは届出の印章を失った場合は、このほか第8条および第9条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①借主が使用料を支払わないとき ②借主について相続の開始があったとき ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき <u>⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはおそれがあると認められるとき</u> <u>⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> <u>⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</u></p>	<p>第10条（鍵、貸金庫カードの偽造、変造等）</p> <p>第11条（損害の負担等）</p> <p>第12条（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込みをお断りするものとします。</p> <p>第13条（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、貸金庫カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、貸金庫カードまたは届出の印章を失った場合は、このほか第7条および第8条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡していただきます。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①借主が使用料を支払わないとき ②借主について相続の開始があったとき ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

貸金庫規定（全自動式貸金庫） 新旧対照表 （R 8. 2）

改正後	改正前
<p>(4) <u>前2項または前3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料の2倍相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第5条</u>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に<u>第5条</u>第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>第<u>15</u>条（貸金庫の修繕、移転等）</p> <p>第<u>16</u>条（緊急措置）</p> <p>第<u>17</u>条（譲渡、転貸等の禁止）</p> <p>第<u>18</u>条（規定の変更等）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(4) 前三項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの属する月までの使用料の2倍相当額を月割計算により支払っていただきます。この場合、<u>第4条</u>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払っていただきます。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に<u>第4条</u>第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>第14条（貸金庫の修繕、移転等）</p> <p>第15条（緊急措置）</p> <p>第16条（譲渡、転貸等の禁止）</p> <p>第17条（規定の変更等）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>